# 【別添４　様式２\_応募資格審査書類】

令和　　年　　月　　日

共同事業体名：

応募資格審査書類一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類の種類 | 様式 | 確認欄 |
| 応募者 | 町 |
| 応募資格審査書類一覧表 |  |  |
| 代表事業者 | ・応募表明書及び誓約書 | 様式２ |  |  |
| ・応募者の構成事業者一覧 | 様式２－１ |  |  |
| ・資格審査申請書 | 様式２－２ |  |  |
| 統括事業者 | ・各共同体結成届兼委任状　（※） | 様式２－３ |  |  |
| ・使用印鑑届　（※） | 様式２－４ |  |  |
| 設計施工等事業者 | ・設計施工等共同企業体協定書（案）　（※） | 様式２－５ |  |  |
| ・設計施工等共同企業体協定書第８条に基づく協定書（案）（※） | 様式２－５－１ |  |  |
| ・設計を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類 | 様式２－５－２① |  |  |
| ・設計業務実績及び配置予定管理技術者の資格 | 様式２－５－２② |  |  |
| ・工事監理を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類 | 様式２－５－３① |  |  |
| ・工事監理業務実績及び配置予定管理技術者の資格 | 様式２－５－３② |  |  |
| ・建設を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類 | 様式２－５－４① |  |  |
| ・建設業務実績及び配置予定監理技術者等の資格 | 様式２－５－４② |  |  |
| 運営事業者 | ・運営業務共同事業体協定書（案）　（※） | 様式２－６ |  |  |
| ・運営業務共同事業体協定書第８条に基づく協定書（案）　（※） | 様式２－６－１ |  |  |
| ・運営を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類 | 様式２－６－２① |  |  |
| ・運営業務実績及び担当業務等 | 様式２－６－２② |  |  |
| 商業交流施設事業者 | ・商業交流施設共同事業体協定書（案）　（※） | 様式２－７ |  |  |
| ・商業交流施設共同事業体協定書第８条に基づく協定書（案）　（案） | 様式２－７－１ |  |  |
| ・商業交流施設を実施する構成事業者の応募資格要件に関する書類（任意） | 様式２－７－２① |  |  |
| ・商業交流施設実績及び事業実施体制（任意） | 様式２－７－２② |  |  |
| 共通 | ・暴力団排除に関する誓約書 | 様式２－８ |  |  |
| ・役員等名簿（暴力団排除に関する誓約書資料） | 様式２－９ |  |  |

注）・提出書類を確認し、応募者の確認欄をチェックのうえ当該一覧表を添えて提出すること。提出不要な書類は確認欄に斜線をすること。

・共同体協定書は共同体を結成する際に構成事業者同士で締結するものであり、町へはその写しを提出すること。

・（※）単体で応募する場合は提出不要

# 【様式２】

応募表明書及び誓約書

事業名：三股町交流拠点施設整備事業

　標記事業の事業実施及び事業者募集等に関する方針等に基づく事業者選定に参加したいので、設計・工事監理・建設（以下「設計施工等」という。）を担当する設計施工等共同企業体と、運営を担当する事業者（共同体を結成する場合は運営業務共同事業体）（並びに商業交流施設を担当する事業者（共同体を結成する場合は商業交流施設共同事業体））が共同連帯して事業に取り組むこととし、下記のとおり応募表明書を提出します。

記

１．共同事業体の代表事業者

共同事業体名

所在地

代表事業者

２．誓約事項

（１）共同事業者を構成する全ての事業者は、募集事業に係る契約並びに協定を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

（２）申請書類の内容については事実と相違ないこと

（３）共同事業体の代表事業者は、各構成事業者の同意のもと決定されたものであり、応募に係る一切の責任を負うとともに共同事業体をとりまとめる中心的役割を担うこと

（４）共同事業体は、募集事業の実施事業者に選定された場合、各共同体において締結された協定書に基づき責任をもって担当業務を履行するとともに、募集事業においても相互に連携、協力して取り組むこと

令和　　　年　　　月　　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

設計施工等共同企業体統括事業者

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

運営業務共同事業体統括事業者

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

商業交流施設事業共同事業体統括事業者

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

## 【様式２－１】

令和　　年　　月　　日

応募者の構成事業者一覧

|  |
| --- |
| １【代表事業者】　担当する業務：　設計・工事監理・建設・運営・商業交流施設　　　 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |
|  |
| ２【構成事業者】　担当する業務：　設計・工事監理・建設・運営・商業交流施設　　　 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |
|  |
| ３【構成事業者】　担当する業務：　設計・工事監理・建設・運営・商業交流施設　　　 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |
|  |
| ４【構成事業者】　担当する業務：　設計・工事監理・建設・運営・商業交流施設　　　 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |
|  |
| ５【構成事業者】　担当する業務：　設計・工事監理・建設・運営・商業交流施設　　　 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |

【備考】

・記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してください。

・担当する業務は、該当する業務のみ記載し、一つの業務について複数の構成事業者で応募する場合は、統括事業者の別を記載してください（例　担当する業務：建設（統括事業者））。

## 【様式２－２】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

応募資格審査申請書

三股町交流拠点施設整備事業に係る事業実施及び事業者募集等に関する方針等に基づき、資格審査に必要な書類を添付し、提出します。

また、応募者の参加資格要件を全て満たしていることを誓約するとともに、資格審査に必要な内容について町が関係行政機関に照会することに同意します。

|  |
| --- |
| ■代表事業者 |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 | 印 |

## 【様式２－３】

設計施工等共同企業体

運営業務共同事業体　　　結成届兼委任状

商業交流施設共同事業体

※該当する共同体以外は削除すること。

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　殿

グループ名（共同企業体または共同事業体名）：

【統括事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【構成事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【構成事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【構成事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【構成事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

※以下、設計施工等・運営業務・商業交流施設等の別において、該当するもののみ記載し不要なものを削除のうえ作成すること。

募集事業における　設計施工等・運営業務・商業交流施設　を担当する事業者は、以上のとおり共同体を結成し、以下の権限を統括事業者に委任します。

なお、統括事業者は各構成事業者をとりまとめ、　設計施工等・運営業務・商業交流施設運営　に係る一切の責任を負うとともに、実施事業者に選定された場合は、当該事業の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

（委任事項）

１　応募申請のうち　設計施工等・運営業務・商業交流施設　に関する事項

２　設計施工等・運営業務・商業交流施設　に関する企画提案書の提出に関する事項

３　設計施工一括契約・指定管理基本協定書　の締結に関する事項

４　設計施工等・運営業務・商業交流施設　における契約金の請求及び受領に関する事項

## 【様式２－４】

使用印鑑届

使用印

募集事業の　設計施工等・運営業務・商業交流施設　にかかる共同体の統括事業者の使用印鑑を上記のとおりお届けします。

　　　　　令和　　年　　月　　日

〇〇共同事業体

グループ名

　統括事業者

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

## 【様式２－５】

設計施工等共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

一　募集事業の設計施工等

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は△△共同企業体（以下「共同体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を（統括事業者所在地〇〇）に置く。

（成立及び終了または解散の時期）

第４条　共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、募集事業の実施事業者として選定後、事業完了後６カ月を経過した時点で終了する。

２　募集事業の実施事業者として選定されなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該募集事業に係る基本契約が締結された日に解散するものとする。

（構成事業者の所在地及び名称）

第５条　共同体の構成事業者は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

（統括事業者の名称）

第６条　共同体は、〇〇株式会社　を統括事業者とする。

（統括事業者の権限）

第７条　共同体の統括事業者は、募集事業のうち設計施工等の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約金額等（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成事業者は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の統括事業者に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の統括事業者である事業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、統括事業者である事業者以外の構成事業者である一の事業者に対しその他の構成事業者である事業者が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成事業者の業務の分担は次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

設計業務（　　　）　　　〇〇株式会社

設計業務（　　　）　　　〇〇株式会社

工事監理業務　　　　　　〇〇株式会社

建設業務（　　　）　　　〇〇株式会社

建設業務（　　　）　　　〇〇株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計施工等の履行の基本に関する事項その他共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、事業の履行に当たるものとする。

（構成事業者の責任）

第１０条　構成事業者は、運営委員会が決定した工程表等によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、募集事業の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、統括事業者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（構成事業者の必要経費の分配）

第１２条　構成事業者はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　募集事業の設計施工等を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成事業者の分担額を決定するものとする。

（構成事業者の相互間の責任の分担）

第１４条　構成事業者がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成事業者がこれを負担するものとする。

２　構成事業者が他の構成事業者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成事業者が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成事業者の脱退）

第１６条　構成事業者は、第４条に規定する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成事業者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、残存構成事業者が共同連帯して当該構成事業者の分担業務を完遂するものとする。ただし、業務の履行に支障を生ずる場合は発注者と協議するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合に対する構成事業者の責任）

第１８条　共同体が解散した後においても、設計施工等につき契約不適合があったときは、各構成事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり設計施工等共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成事業者が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

統括者所在地

共同事業体名称

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

### 【様式２－５－１】

設計施工等共同企業体協定書第８条に基づく協定書（案）

募集事業における設計施工等については、設計施工等共同企業体協定書第８条の規定により、当共同体構成事業者が分担業務の価額等を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

設計業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

設計業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

工事監理業務　　　　　〇〇株式会社　　〇〇円

建設業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

建設業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

○○株式会社外○社は、上記のとおり分担業務の価額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成事業者が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○共同事業体　△△設計施工等共同企業体

統括事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

構成事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

### 【様式２－５－２①】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

設計を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類

１　設計を担当する事業者の資格

　　添付書類：建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類の写し

２　設計業務実績（様式２－５－２②）

　　　添付書類：実績を証明できる書類

例）公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ、契約書の写し、業務完了を示す資料　等

３　配置予定管理技術者の資格

　　添付書類：配置予定管理技術者が有する資格を証明する書類

（１）公益社団法人日本建築士会連合会が交付する「建築士登録証明書」等の写し

（２）設計を担当する構成事業者と配置予定管理技術者の雇用関係を確認する「健康保険証」等の写し

備考

１　設計を担当する構成事業者ごとに作成すること。

２　本様式の後に添付する資料は、本文、１、２、３の順に整理すること。

### 【様式２－５－２②】

 ・設計業務実績

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業者名 | ②本店の所在地 |
| ③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】 |
| ④三股町の令和７年度入札参加資格者登録名簿　業種区分：　登録番号：　登録業種： |
| ⑤同種又は類似業務実績 |
| 業務名 | 業務内容 | 発注機関 | 履行期間 | 受注形態 |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |

【記入要領】

・構成事業者ごとに作成すること。

・過去10年間（2024年度～2015年度）の実績を記載すること。（最大３件）

・同種業務とは「複合施設整備の設計業務」とする。

・類似業務とは「同種業務以外の複合施設整備の設計業務」とする。

・同種業務を優先して記載すること。

・受注形態について、単体またはＪＶのどちらかにチェックをし、ＪＶの場合は、代表者又は構成員のどちらかに〇をすること。

・配置予定管理技術者の資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名（フリガナ） | 資格・免許 |
| 管理技術者 |  | 保有資格の名称：取得年月日：登録番号： |

【備考】

・複数の構成事業者で設計を担当する場合、設計施工等共同企業体の統括事業者が記入すること。（その他の構成事業者は空欄で良い。）

・契約履行（業務の実施）に当たっては、必ず本資料記載の者を配置すること。

### 【様式２－５－３①】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

工事監理を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類

１　工事監理を担当する事業者の資格

　　添付書類：建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類の写し

２　工事監理業務実績（様式２－５－３②）

　　　添付書類：実績を証明できる書類

例）公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ、契約書の写し、業務完了を示す資料　等

３　配置予定管理技術者の資格

　　添付書類：配置予定管理技術者が有する資格を証明する書類

（１）公益社団法人日本建築士会連合会が交付する「建築士登録証明書」等の写し

（２）工事監理を担当する構成事業者と配置予定管理技術者の雇用関係を確認する「健康保険証」等の写し

備考

１　工事監理業務を担当する構成事業者ごとに作成すること。

２　本様式の後に添付する資料は、本文、１、２、３の順に整理すること。

### 【様式２－５－３②】

 ・工事監理業務実績

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業者名 | ②本店の所在地 |
| ③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】 |
| ④三股町の令和７年度入札参加資格者登録名簿　業種区分：　登録番号：　登録業種： |
| ⑤同種又は類似業務実績 |
| 業務名 | 業務内容 | 発注機関 | 履行期間 | 受注形態 |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |

【記入要領】

・過去10年間（2024年度～2015年度）の実績を記載すること。（最大３件）

・同種業務とは「複合施設整備の工事監理業務」とする。

・類似業務とは「同種業務以外の複合施設整備の工事監理業務」とする。

・同種業務を優先して記載すること。

・受注形態について、単体またはＪＶのどちらかにチェックをし、ＪＶの場合は、代表者又は構成員のどちらかに〇をすること。

・配置予定技術者の資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名（フリガナ） | 資格・免許 |
| 管理技術者 |  | 保有資格の名称：取得年月日：登録番号： |

【備考】

・複数の構成事業者で設計を担当する場合、設計施工等共同企業体の統括事業者が記入すること。（その他の構成事業者は空欄で良い。）

・契約履行（業務の実施）に当たっては、必ず本資料記載の者を配置すること。

### 【様式２－５－４①】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

建設を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類

１　建設を担当する事業者の資格

　　添付書類：建築工事業又は担当する工種における特定建設業許可書又は一般建設業許可書の写し

２　配置予定監理技術者等の資格（建設業務）

　　添付書類：配置予定監理技術者等が有する資格を証明する書類

（１）公益社団法人日本建築士会連合会が交付する「建築士登録証明書」等の写し

（２）監理技術者においては、「監理技術者資格者証」の写し

（３）建設を担当する事業者と配置予監理技術者等の雇用関係を確認する「健康保険証」等の写し

３　建設業務実績（様式２－５－４②）

　　　添付書類：実績を証明できる書類

例）コリンズの登録内容確認書、契約書の写し、業務完了を示す資料　等

備考

１　建設を担当する構成事業者ごとに作成すること。

２　本様式の後に添付する資料は、本文、１、２、３の順に整理すること。

### 【様式２－５－４②】

 ・建設業務実績

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業者名 | ②本店の所在地 |
| ③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】 |
| ④三股町の令和７年度入札参加資格者登録名簿　業種区分：　登録番号：　登録業種： |
| ⑤担当する工事 |
| ⑥同種又は類似業務実績 |
| 業務名 | 業務内容 | 発注機関 | 履行期間 | 受注形態 |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |

【記入要領】

・構成事業者ごとに作成すること。

・過去10年間（2024年度～2015年度）の実績を記載すること。（最大３件）

・同種業務とは「複合施設整備の建設業務」、類似業務とは「同種業務以外の複合施設整備の建設業務」とし、同種業務を優先して記載すること。

・受注形態について、単体またはＪＶのどちらかにチェックをし、ＪＶの場合は、代表者又は構成員のどちらかに〇をすること。

・配置予定監理技術者等の資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名（フリガナ） | 所属（会社名） | 資格・免許 |
| 監理技術者または主任技術者 |  |  | 保有資格の名称：取得年月日：登録番号： |
| 監理技術者または主任技術者 |  |  | 保有資格の名称：取得年月日：登録番号： |

【備考】

・複数の構成事業者で設計を担当する場合、設計施工等共同企業体の統括事業者が記入すること。（その他の構成事業者は空欄で良い。）

・「監理技術者」または「主任技術者」のどちらかに〇をすること。

・必要に応じて行を追加すること。

・契約履行（業務の実施）に当たっては、必ず本資料記載の者を配置すること。

## 【様式２－６】

運営業務共同事業体協定書（案）

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

一　募集事業の運営

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同事業体は△△運営業務共同事業体（以下「共同体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を（統括事業者所在地〇〇）に置く。

（成立及び終了または解散の時期）

第４条　共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、募集事業の実施事業者として選定後、事業完了後６カ月を経過した時点で終了する。

２　募集事業の実施事業者として選定されなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該募集事業に係る基本契約が締結された日に解散するものとする。

（構成事業者の所在地及び名称）

第５条　共同体の構成事業者は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

（統括事業者の名称）

第６条　共同体は、〇〇株式会社　を代表者とする。

（統括事業者の権限）

第７条　共同体の統括事業者は、募集事業のうち運営業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金等（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成事業者は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の統括事業者に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の統括事業者である事業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、統括事業者である事業者以外の構成事業者である一の事業者に対しその他の構成事業者である事業者が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成事業者の業務の分担は次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

運営業務（　　　）　　　〇〇株式会社

運営業務（　　　）　　　〇〇株式会社

運営業務（　　　）　　　〇〇株式会社

運営業務（　　　）　　　〇〇株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに運営業務の履行の基本に関する事項その他共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、事業の履行に当たるものとする。

（構成事業者の責任）

第１０条　構成事業者は、運営委員会が決定した事業計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、本募集事業の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、統括事業者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（構成事業者の必要経費の分配）

第１２条　構成事業者はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　募集事業の運営業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成事業者の分担額を決定するものとする。

（構成事業者の相互間の責任の分担）

第１４条　構成事業者がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成事業者がこれを負担するものとする。

２　構成事業者が他の構成事業者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成事業者が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成事業者の脱退）

第１６条　構成事業者は、第４条に規定する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成事業者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、残存構成事業者が共同連帯して当該構成事業者の分担業務を完遂するものとする。ただし、業務の履行に支障を生ずる場合は発注者と協議するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の善管注意義務違反に対する構成事業者の責任）

第１８条　共同体が解散した後においても、運営業務につき善管注意義務違反があったときは、各構成事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり運営業務共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成事業者が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

統括者所在地

共同事業体名称

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

### 【様式２－６－１】

運営業務共同事業体協定書第８条に基づく協定書（案）

募集事業の運営については、運営業務共同事業体協定書第８条の規定により、当共同体構成事業者が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

運営業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

運営業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

運営業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

運営業務（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

○○株式会社外○社は、上記のとおり分担する業務の価額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成事業者が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○共同事業体　△△運営業務共同事業体

統括事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

構成事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

### 【様式２－６－２①】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

運営を担当する構成事業者の応募資格要件に関する書類

１　運営業務実績及び担当業務等（様式２－６－２②）

　　　添付書類：実績を証明できる書類

例）契約書、仕様書、業務完了を示す資料　等

２　運営業者が募集要項の要件を満たしていることを示す書類

（１）会社概要のわかる資料（パンフレット等の使用も可）

（２）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、提出日において発行日より３ヶ月位内のもの）

（３）納税状況がわかる「納税証明書」等（提出日において発行日より３ヶ月位内のもの）

・町内業者の場合は、法人、個人の両方

・町外業者の場合は、本店（または委任先支店）所在地の都道府県が発行する県税に係る「納税証明書」

（４）財務状況に関する各種資料（直近２期分）

・個人の場合は、申告書の写し

・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、利益処分【損失処理】に関する書類

（５）運営業務を行うにあたり資格（許可）が必要な場合、その有している資格（許可）を証明する書類

例）保育士、子育て支援員研修終了証明書　等

備考

１　運営を担当する構成事業者ごとに作成すること。

２　本様式の後に添付する資料は、本文、１、２の順に整理すること。

### 【様式２－６－２②】

|  |
| --- |
| １　運営業務実績 |
| ①事業者名 | ②本店の所在地 |
| ③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】 |
| ④実績 |
| 業務名 | 業務内容 | 発注者 | 履行期間 | 受注形態 |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
| ２　担当業務等 |
| 業務名 | 業務の内容 | 備　　　考（業務の一部を再委託する場合の再委託先・理由等、その他） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

【記入要領】

・構成事業者ごとに作成すること。

・実績については、応募時点において過去10年間に公共施設又は公共的用途をもつ民間施設における５年以上の運営業務について記載すること。

・受注形態について、単体またはＪＶのどちらかにチェックをし、ＪＶの場合は、代表者又は構成員のどちらかに〇をすること。

・担当する業務の内容を記載すること。

・業務の一部を再委託する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先及びその再委託する理由（再委託先の技術的特徴等）を記載すること。

## 【様式２－７】

商業交流施設共同事業体協定書（案）

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

一　募集事業の商業交流施設整備、運営

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同事業体は△△商業交流施設共同事業体（以下「共同体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を（統括事業者所在地〇〇）に置く。

（成立及び終了または解散の時期）

第４条　共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、募集事業の実施事業者として選定後、事業完了後６カ月を経過した時点で終了する。

２　募集事業の実施事業者として選定されなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該募集事業に係る基本契約が締結された日に解散するものとする。

（構成事業者の所在地及び名称）

第５条　共同体の構成事業者は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

所在地

商号又は名称

担当業務

（統括事業者の名称）

第６条　共同体は、〇〇株式会社　を代表者とする。

（統括事業者の権限）

第７条　共同体の統括事業者は、募集事業のうち商業交流施設整備・運営に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金等（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成事業者は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の統括事業者に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の統括事業者である事業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、統括事業者である事業者以外の構成事業者である一の事業者に対しその他の構成事業者である事業者が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成事業者の業務の分担は次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

商業交流施設（　　　）　　　〇〇株式会社

商業交流施設（　　　）　　　〇〇株式会社

商業交流施設（　　　）　　　〇〇株式会社

商業交流施設（　　　）　　　〇〇株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに商業交流施設の整備・運営の基本に関する事項その他共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、事業の履行に当たるものとする。

（構成事業者の責任）

第１０条　構成事業者は、運営委員会が決定した事業計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、募集事業の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、統括事業者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（構成事業者の必要経費の分配）

第１２条　構成事業者はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　募集事業の商業交流施設整備・運営を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成事業者の分担額を決定するものとする。

（構成事業者の相互間の責任の分担）

第１４条　構成事業者がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成事業者がこれを負担するものとする。

２　構成事業者が他の構成事業者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成事業者が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成事業者の脱退）

第１６条　構成事業者は、第４条に規定する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成事業者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、残存構成事業者が共同連帯して当該構成事業者の分担業務を完遂するものとする。ただし、業務の履行に支障を生ずる場合は発注者と協議するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任及び善管注意義務違反に対する構成事業者の責任）

第１８条　共同体が解散した後においても、商業交流施設の整備・運営につき契約不適合責任又は善管注意義務違反があったときは、各構成事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり商業交流施設共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成事業者が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

統括者所在地

共同事業体名称

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

構成事業者所在地

○○株式会社

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

### 【様式２－７－１】

商業交流施設共同事業体協定書第８条に基づく協定書（案）

募集事業の商業交流施設整備・運営については、商業交流施設共同事業体協定書第８条の規定により、当共同体構成事業者が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

商業交流施設（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

商業交流施設（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

商業交流施設（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

商業交流施設（　　　）　　〇〇株式会社　　〇〇円

○○株式会社外○社は、上記のとおり分担する業務の価額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成事業者が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○共同事業体　△△商業交流施設共同事業体

統括事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

構成事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

### 【様式２－７－２①】

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

商業交流施設を実施する構成事業者の応募資格要件に関する書類（任意）

１　商業交流施設提案と同等の事業実施実績（様式２－７－２②）

　　　添付書類：実績を証明できる書類

例）契約書、仕様書、施設の概要、業務完了を示す資料　等

２　商業交流施設における事業実施体制

商業交流施設を実施する構成事業者が行う業務について、業務分担を記載すること。

３　その他

　　添付書類：上記のほか、商業交流施設を実施する構成事業者が募集要項の要件を満たしていることを示す書類

（１）会社概要のわかる資料（パンフレット等の使用も可）

（２）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、提出日において発行日より３ヶ月位内のもの）

（３）納税状況がわかる「納税証明書」等（提出日において発行日より３ヶ月位内のもの）

・町内業者の場合は、法人、個人の両方

・町外業者の場合は、本店（または委任先支店）所在地の都道府県が発行する県税に係る「納税証明書」

（４）財務状況に関する各種資料（直近２期分）

・個人の場合は、申告書の写し

・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、利益処分【損失処理】に関する書類

（５）商業交流施設の整備・運営にあたり資格（許可）が必要な場合、その有している資格（許可）を証明する書類

例）建築士登録証明書、食品衛生責任者資格、防火管理者資格　等

備考

１　任意提案である商業交流施設の実施を提案する場合は作成すること。

２　商業交流施設を担当する構成事業者ごとに作成すること。

３　本様式の後に添付する資料は、本文、１、２、３の順に整理すること。

### 【様式２－７－２②】

１　商業交流施設実績

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業者名 | ②本店の所在地 |
| ③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】 |
| ④実績 |
| 業務名 | 業務内容及び提案内容と同等の水準となる根拠 | 発注者 | 履行期間 | 受注形態 |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |
|  |  |  |  | □単体□ＪＶ（代表者・構成員） |

【記入要領】

・構成事業者ごとに作成すること。

・実績については、提案内容と同等の事業水準を有しているものについて記載すること。

・受注形態について、単体またはＪＶのどちらかにチェックをし、ＪＶの場合は、代表者又は構成員のどちらかに〇をすること。

・商業交流施設における事業実施体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の内容 | 業務を担当する構成事業者名 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

【備考】

・上記表（事業実施体制）については、商業交流施設共同事業体の統括事業者が代表して作成すること。（他の構成事業者は空欄で良い。）

## 【様式２－８】

暴力団排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

○○共同事業体

代表事業者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○株式会社 代表取締役 ○○○○

（作成担当者名　　　〇〇株式会社　部署　氏名）

（担当者連絡先　　　　　　　　　　　　　　　）

　私（〇〇共同事業体代表事業者及び構成員並びに役員）は、下記の事項について誓約します。

　また、本様式の記載内容について、宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。

　なお、これらの事項に反した場合、募集事業応募参加資格の取り消し並びに契約の解除、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

　さらに、必要な場合には、宮崎県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を三股町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

１．自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれら不当に利用している者

（８）暴力団員と密接な交友関係を有する者

２．１（１）から（８）まで掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を再委託等の相手方にしません。

３．再委託等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該再委託等の相手方との契約、協定等を解除します。

４．自己又は再委託等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、三股町長に報告し、警察に通報します。

## 【様式２－９】

役員等名簿

（暴力団排除に関する誓約書資料）

令和　　年　　月　　日

三股町長　木佐貫　辰生　様

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【役員等名簿】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏名（漢字） | 氏名（フリガナ） | 性別（男・女） | 生年月日（大正T、昭和S、平成H） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

【記入要領】

・「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者を言い、登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を全て記載すること。

・本店が支店に委任をしている場合、受任者とした支店・営業所長等も記載すること。

・記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加すること。

【留意事項】

・この書面は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に提供する。

・役員が暴力団である場合、若しくは暴力団員であるのに役員名簿に記載しないなど虚偽の役員名簿を提出した場合は、募集事業への参加資格を認めることはできない。